

第43回憲法と平和を考えるつどい

# 私たちの通信の秘密(憲法21条)を奪う警察盗聴法がやってくる！ — 講師：後藤 好成 氏(弁護士) 救援会宮崎県本部会長

## ビデオ『盗聴法—警察がプライバシー泥棒になる日』

(ビデオ『盗聴法』制作委員会)

1998年5月3日(日)午前10時  
宮崎市中央公民館大研修室



### 資料集 目次

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| 1. 講演レジメ                     | p.1     |
| 2. 組織的な犯罪に対処するための刑事法整備要綱骨子   | p.2~7   |
| 3. これが盗聴捜査だ ①共産党幹部宅盗聴事件      | p.8     |
| 4. これが盗聴捜査だ ②旭川覚せい剤取締法違反事件   | p.9     |
| 5. エスカレートする人権侵害（ドイツ）         | p.9     |
| 6. 新聞社説（宮日，毎日，赤旗）            | p.10    |
| 7. 新聞報道記事                    | p.11~12 |
| 8. 傍受許可状のサンプル                | p.12    |
| 9. 声明「日本弁護士連合会」<br>声明「自由法曹団」 | p.13    |

主催：JSA(科学者会議)宮崎支部・宮崎民主法律家協会  
連絡先：宮崎中央法律事務所 0985-24-8820

1998.5.3

## 通信の秘密（憲法第 21 条 2 項）を奪う 警察盗聴法がやってくる

後藤 好成

### 1. はじめにかえて

今、立法されようとしてる「盗聴法」とはどんな法律なのか。

4. 盗聴法はどのような理由で提案されたのか。  
そしてその行きつく先は？

### 2. 警察盗聴はどういう場合に、どんな犯罪に認められるのか。

5. 盗聴法は本当に特定の犯罪捜査に不可欠のものか。

6. 警察はこれまでにどんな目的で、どんな盗聴を行ってきたのか。

### 3. 盗聴法はこうやって濫用される。

7. 憲法第 21 条 2 項 — 「通信の秘密の保障」と盗聴法

8. むすびにかえて  
皆の力で盗聴法立法を阻止しよう。

## 組織的な犯罪に対処するための刑事法整備要綱骨子(抜粋)

一九九七年七月一八日、法制審議会刑法部会

(※第一から第三まで内容略)

- 第一 組織的な犯罪に関する刑の加重等
- 一 一定の組織的な犯罪の刑の加重
- 二 犯人蔵匿等の刑の加重
- 三 予備罪の刑の加重及び新設

第二 犯罪収益等による事業經營の支配等の处罚

- 一 犯罪収益等
- 二 犯罪収益等による事業經營の支配等の处罚
- 三 犯罪収益等の隠匿及び收受の处罚
- 四 国外において行われた行為による犯罪収益等、国外犯及び両罰規定

### 第四 令状による通信の傍受

#### 一 令状による傍受

##### 1 令状による傍受の要件等

- (1) 檢察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、犯人により犯罪を実行し又は実行することに関連する通信（電話又はファクシミリによる通信、コンピュータ通信その他の電気通信であつて、その全部又は一部が有線によつて行われるもの）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であると認められるときは、通信当事者のいずれの同意もない場合であつても、裁判官の発する令状により、犯罪を実行し又は実行することに関連すると思料される通信を傍受することができるものとすること。
- ア 別表5に掲げる犯罪が行われたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき
- イ 別表5に掲げる犯罪が行われ、かつ、更に継続して行われると疑うに足りる十分な理由がある場合において、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき
- ウ ある犯罪が別表5に掲げる犯罪の実行のために必要な行為として行われ、当該別表5に掲げる犯罪が行われると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該別表5に掲げる犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき

(2) (1)の適用については、別表5に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付（以下「譲渡し等」という。）に係るものにおける譲渡者と譲受者、貸付者と借受者又は交付者と受交付者の間の当該譲渡し等に係る約束は、(1)の共謀に該当するものとすること。

(3) (1)の傍受は、被疑者が設置し若しくは使用している電話その他の通信設備その他傍受の対象となる犯罪の実行に関連する通信が行われると疑うに足りる通信設備につき行うことができるものとすること。

(4) 傍受令状は、検察官（検事総長が指定する者に限る。）又は司法警察員（警察官たる司法警察員については国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者、その他の司法警察員についてはその属する各省又は各庁の長が指定了した者に限る。）の請求により、地方裁判所の裁判官が、傍受できる期間として一〇日以内の期間を定めて、これを発するものとすること。

ただし、急速を要し、地方裁判所の裁判官の令状を得ることができないときは、簡易裁判所の裁判官の発する令状により傍受することができるものとすること。この場合においては、簡易裁判所の裁判官は、傍受ができる期間として五日以内の期間を定めて、令状を発すること。

簡易裁判所の裁判官の発した傍受令状の有効期間は、三日とすること。

(5) 裁判官は、通信の傍受に関し、適當と認める条件を付することができるものとすること。

## 2 傍受令状の記載事項

(1) 傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、その通信が行われる電話の番号その他傍受の対象とすべき通信設備を特定するに足りる事項、傍受の方法及び場所、傍受ができる期間、通信の傍受に関する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受令状による通信状況の見分（傍受のための機器を準備し又は設置して、通信が行われた場合に直ちに傍受することができる状態で、傍受の対象とする通信設備において傍受すべき通信が行われるか否かを見分することをいう。以下同じ。）に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他最

高裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならないものとすること。

(2) 被疑者の氏名が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りるものとすること。

## 3 傍受ができる期間の延長等

地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、一〇日以内の期間を定めて傍受ができる期間を延長することができるものとし、傍受ができる期間は、通じて三〇日を超えることができないものとすること。

## 4 傍受令状の再請求

裁判官は、同一の犯罪事実に関する同一の通信設備について前に傍受が行われた場合において、更に傍受を行うことを必要とする特別の事情があると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、再度傍受令状を発することができるものとすること。

## 二 傍受の実施等

### 1 令状の呈示

傍受令状は、通信回線の傍受を行う部分を管理する通信事業者若しくは通信事業者以外の者であつて業務のために電気通信に係る交換設備のある通信設備を設置するもの（以下「通信事業者等」という。）若しくはその役職員又はこれらの者に代わるべき者に示さなければならないものとすること。ただし、被疑事実の要旨については提示を要しないものとすること。傍受ができる期間が延長されたときも、同様とするものとすること。

通信の傍受については、傍受のための機器の設置又は操作その他必要な処分をすることができるものとすること。ただし、通信事業者等の管理に係る場所で傍受を行う場合（傍受のための機器を設置する場合を含む。）を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者の承諾なく立ち入ることはできないものとすること。

### 3 通信事業者等の協力義務

検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、通信の傍受に関し、機器の接続、8による通信の相手方の電話番号その他通信設備を特定する事項の探知のための協力その他必要な協力を求めることができるものとすること。この場合において、通信事業者等は、正当な理由なくこれを拒んではならないものとすること。

### 4 立会い

傍受令状により通信状況の見分をするときは、通信回線の傍受を行う部分を管理する通信事業者等若しくはその役職員又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならないものとすること。これらの者を立ち会わせることができないとときは、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならないものとすること。

この場合において、見分の期間が長期にわたり立会人に常時立会いを求めることができないときは、立会人が傍受を行う場所に現にいない場合であっても、傍受を行うことができるものとすること。ただし、通信状況の見分の開始時及び終了時並びに傍受した通信を記録する媒体の交換時には立会人を立ち会わせなければならないものとすること。

### 5 該当性判断のための傍受

(1) 傍受すべき通信として令状に記載されたものに該当するか否か明らかでないときは、これに該当するか否かを判断するために必要な範囲でその通信を傍受することができるものとすること。

(2) 外国語又は暗号による通信であつて、傍受を実施する者が、傍受の時に、その内容を知ることが困難なものは、その全体を記録することができるものとすること。この場合においては、速やかに、犯罪を実行し又は実行することに関連する通信であるか否かを確認しなければならないものとすること。

### 6 業務上の秘密の保護

医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人又は宗教の職に在る者（傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。）との間の通信であつて、その業務に関するものは傍受してはならないものとすること。

### 7 他の犯罪に関する通信

傍受令状により傍受をしているときに、その傍受に係る犯罪以外の犯罪であつて、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを行はし又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われた場合には、これを傍受することができるものとすること。

### 8 相手方の通信設備を特定する事項の探知

通信状況の見分をしていてる間に行われた通信につき、その相手方の電話番号その他通信設備を特定する事項を探知するには、別に令状を必要としないものとすること。

### 9 傍受令状による通信状況の見分の終了

通信状況の見分は、傍受の理由又は傍受の必要がなくなつたときは、これを終了しなければならないものとすること。

## 10 終了時に通信が行われている場合の見分の継続

傍受令状による通信状況の見分を終了すべき時に現に通信が行われているときは、当該通信が終了するまで通信状況の見分を継続することができるものとすること。

## 11 実施状況を記載した書面の提出

検察官又は司法警察員は、傍受ができる期間の延長を請求する時及び傍受ができる期間の満了後又は9による通信状況の見分の終了後速やかに、通信状況の見分の着手時刻及び終了時刻、立会人の氏名及び職業、立会人のいなかつた時間帯、通信状況の見分中に行われた個別の通信の開始時刻及び終了時刻、個別の通信について傍受を開始した時刻及び終了した時刻、その当事者の氏名その他その特定に資する事項、個別の通信について犯罪の実行に関連する通信部分が含まれているか否か、他の犯罪の実行に係る通信があつたときは、その旨、記録媒体を交換した時刻、封印の時刻並びに封印をした立会人の氏名その他傍受の実施状況に關し最高裁判所の規則で定める事項を記載した書面を、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官（簡易裁判所の裁判官が傍受令状を発付した場合には、管轄地方裁判所の裁判官）に提出しなければならないものとすること。

## 12 記録の封印、保管等

- (1) 傍受した通信は、すべて、録音その他通信の性質に応じて適切な方法により記録するものとすること。
- (2) 傍受した通信を記録した物（以下「傍受記録」という。）は、通信状況の見分の終了後（見分中に記録媒体の交換があった場合には、記録媒体の交換後）、速やかに、立会人にその封印を求めなければならないものとすること。
- (3) 検察官又は司法警察員は、傍受記録の複製物から、傍受すべき通信として令状に記載されたもの又は7により傍受したものと含む通信以外の通信を削除し、これを刑事手続に使用するための傍受記録とするものとすること。
- (4) 立会人が封印した傍受記録は、保管用原本として、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官（簡易裁判所の裁判官が傍受令状を発付した場合には、管轄地方裁判所の裁判官）に提出しなければならないものとすること。

## 資料

の裁判官が傍受令状を発付した場合には、管轄地方裁判所の裁判官）に提出し、その裁判官においてこれを保管するものとすること。

(5) 原本の保管について必要な事項は、この法律に定めるもののほか、最高裁判所が定めるものとすること。

### 三 事後措置等

#### 1 通知

- (1) 検察官又は司法警察員は、刑事手続に使用するための傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、令状発付の事実、その日付、令状記載の罪名及び罰条、二七により傍受した通信に係る罪名及び罰条、傍受令状による通信状況の見分を行つた期間、傍受の対象とした通信設備並びに傍受した通信の日時及び他の当事者を通知しなければならないものとすること。ただし、当事者が特定できず又はその所在が明らかでないときは、その者に対しては通知を要しないものとすること。
- (2) 通知は、傍受令状による通信状況の見分の終了後三〇日以内にこれを行わなければならないものとすること。ただし、裁判官は、通知によつて捜査が妨げられるおそれがあると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、この期間を延長することができるものとすること。
- (3) 通信の当事者は、(1)の通知があつた後、刑事手続に使用するための傍受記録のうち自己の通信に係る部分を聴取し又は閲覧することができるものとすること。

#### 2 保管用原本の聴取・閲覧等

裁判官は、検察官、司法警察員、刑事手続に使用するための傍受記録若しくはその内容を記載した書面が証拠として請求されている事件の被告人若しくは弁護人又は傍受された通信の当事者の請求があつた場合において、正当な理由があると認めるとときは、必要と認める範囲で、保管用原本を聴取させ若しくは閲覧させ又はその複製物を作成させることができるものとすること。

### 3 裁判に関する不服申立て

裁判官が通信の傍受に関する裁判をした場合において、不服がある者は、刑事訴訟法第四二九条と同様に、その裁判をした裁判官が所属する裁判所（簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所）に、その裁判の取消し又は変更を請求することができるものとすること。

#### 四 処分に関する不服申立て

##### (1) 檢察官又は検察事務官のした傍受に関する処分に不服がある者は、刑事訴訟法第四三〇条と同様に、その検察官又は検察事務官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に、その処分の取消し若しくは変更又は通信状況の見分の終了を請求することができるものとすること。取消しの請求があつた場合において、裁判所は、次の各号のいずれかに該当するとときは、刑事手続に使用するための傍受記録及びその内容を記載した書面の全部又は一部の削除を命ずることができるものとすること。

ア 傍受の手続に違法があり、当該部分を刑事手続に使用することが相当でないと認めるとき  
イ 傍受した通信が犯罪の実行に関連するものでないとき

(2) 司法警察職員のした(1)の処分について、その職務執行地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所として、(1)と同様の規定を設けるものとすること。

(3) 檢察官又は司法警察員は、(1)又は(2)により傍受記録の削除を命じられた通信が重要な証拠であることが判明するに至つたときは、保管用原本を保管する裁判官が所属する裁判所の裁判官に、保管用原本から当該削除に係る部分の複製を作成することの許可を請求することができるものとすること。この場合において、裁判官は、傍受記録の削除を命じられた通信が重要な証拠であり、かつ、これを刑事手続に使用することが相当と認めるときは、保管用原本から当該削除に係る部分の複製を作成することを許可することができるものとすること。

## 資料

### 5 通信の秘密の尊重等

検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他通信の傍受に関与し又はその状況若しくは傍受した通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならないものとすること。

### 6 運用状況の公表、国会への報告

政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付件数、請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信設備の種類、通信状況の見分を行つた期間、通信状況の見分中に行われた通信の数並びに犯罪の実行に関連すると認められた通信の数、傍受をした事件に係る逮捕人員数等のこの法律の運用の状況を公表するとともに、国会に報告するものとすること。ただし、捜査に支障を生じるおそれがある事項については、その支障がなくなつた年度においてこれらの措置をとるものとすること。

### 7 通信の秘密侵害罪の準起訴手続

公務員がその職務に関して犯した電気通信事業法第一〇四条第一項及び有線電気通信法第一四条第一項の罪並びにこれら の罪の未遂罪について、準起訴手続の対象犯罪とすること。

#### (※第五、第六内容略)

### 第五 証人等の保護

- 一 証人の住居等の開示に関する配慮
- 二 証人の住居等に関する事項についての尋問の制限

### 第六 没収に関する手続等の特例

- 一 第三者の財産の没収手続等  
二 没収保全及び追徴保全

別表5（※別表1～4は略）

一 第一の二（刑法第二百九十九条（殺人）、第二百二十条（逮捕及び監禁）又は第二百二十五条の二（身代金目的略取）に係るものに限る。）又は3（同法第二百九十九条又は第二百二十五条の二に係るものに限る。）の罪
二イ 刑法第二百七十七条第一項第一号若しくは第二号前段（内乱）の罪又はこれらの罪の未遂
ロ 刑法第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）又は第八十七条（未遂罪）の罪
ハ 刑法第二百八条（現住建造物等放火）の罪、この規定の例により処断すべき罪又はこれらの罪の未遂
ニ 刑法第二百二十六条（汽車転覆等及び同致死）若しくは第二百二十七条（往来危険による汽車転覆等）の罪又は第二百二十六条第一項若しくは第二項の罪の未遂罪
ホ 刑法第二百四十六条後段（水道毒物混入致死）の罪
ヘ 刑法第二百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪又はその未遂罪
ト チ 刑法第二百四十九条（殺人）の罪又はその未遂罪
リ 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、營利目的等略取及び誘拐、身代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪）の罪
ス 刑法二百四十条（強盜致死傷）若しくは第二百四十一条（強盜強姦及び同致死）の罪又はこれらの罪の未遂罪
ミ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第三条二項の罪又はこれらの罪の未遂罪
チ 四 航空機の強取等の処罰に関する法律第一条又は第二条の罪
五 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条から第四条までの罪
六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第九条第二項の罪
七 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項又は第二項の罪
八 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条の罪
九 高速自動車道国際法第二十七条第二項後段の罪
十 道路運送法第二百四条第一項後段の罪又はこの規定の例により処罰すべき罪
十一 爆発物取締罰則第一条又は第二条の罪
十二 盗犯等防止及び処分に関する法律第四条の罪
十三 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三又は第六十六条の四の罪
十四 覚せい剤取締法第四十一条若しくは第四十一条の二の罪、第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号若しくはこれらの罪に係る同条第二項若しくは同条第三項の罪又は第四十一条の四第一項第三号若しくは第四号の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項若しくは同条第三項の罪
十五 あへん法第五十一条又は第五十二条の罪
十六 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二の罪
十七 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第八条の罪
十八 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第二号若しくは第二項又は第三一条の十六第一項第二号若しくは第三号若しくは同条第二項の罪
十九 武器等製造法第三十一条又は第三十一条の二第一号の罪
二十 出入国管理及び難民認定法第七十四条、第七十四条の二又は第七十四条の四の罪

## 神

奈川県警本部警備部公安第一課  
所属の警察官は、一九八六年一〇月ころ、日本共産党の国際部長（当時、以下同じ）の自宅から百数十メートルの距離にあるアパートを賃借し、そのアパート前の電柱上の端子函内から、国際部長宅の電話回線とアパートに繋がる電話回線が取り出され、両方の回線を接続する工作を行った。さらに、アパート内においても、同室内の電話回線に工作が加えられるなどして、国際部長宅の通話を傍受できる状態が作られていた。通話中雜音の混入等があることに気付いた国際部長は、NTTに対しても調査を依頼したところ、同年一月二七日に、アパート前の端子函と配線盤で異常が発見され、盗聴が発覚した。

国際部長は、本件盗聴につき告訴・告発をしたところ、東京地方検察庁は、二名の警察官につき電気通信事業法違反につき起訴猶予、それ以外の犯罪と被

## これが 盗聴捜査だ

### ①共産党幹部宅 盗聴事件

疑者について  
は嫌疑不十分  
ないし嫌疑なしを理由とする不起訴処分とした。東京地方裁判所に對して不審判請求をしたが棄却され（一九八八年三月七日）、東京高等裁判所に対する抗告も棄却された（同年八月三日）。

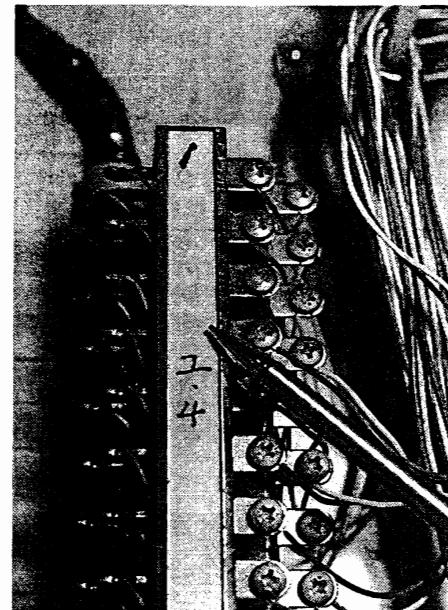
その後、国際部長は、国、神奈川県、警察官四名を被告として国家賠償請求の民事訴訟を提起し、東京地方裁判所は、一九九四年九月六日、電話の盗聴は違法であるとして、国、神奈川県と警察

官二名に対し、合計約二〇〇万円の支払を命じる判決をした（判例時報一五四号四〇頁）。その後、双方が控訴していたが、東京高等裁判所は、一九九七年六月一七日、警察庁職員や神奈川県警本部長が盗聴に関与していた証拠はないとして第一審判決を変更するとともに、公務員の個人責任は認められないとして警察官に対する損害賠償を否定したが、「通信の秘密を始めプライバシーの権利：等が警察官による電話の盗聴という違法行為によつて侵害されたものである点が極めて重大」であり精神的苦痛は甚大であるとして賠償額を増額し、国、神奈川県に対し、合計約四〇〇万円の支払を命じる判決をした。

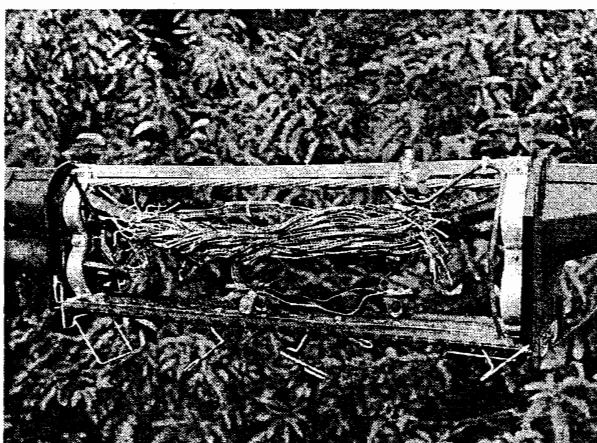
盗聴法で、こんなことでも  
合法的でできる

新日本出版社編集部編「裁かれた警察の電話盗聴」新日本出版社

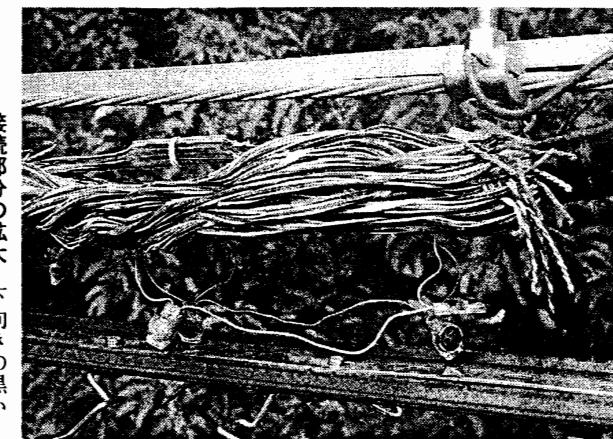
配電ケーブルの全体 電話線  
ユ-五-九五と電話線ユ-四-四が  
配電ケーブル内で直接接続されて  
いる。



端子の拡大 メゾン玉川学園内の配電盤内にある端子電話線ユ-四-四是電柱そばの配電ケーブルからここにつながり「ユ-四」の上から四番目につながれている。



接続部分の拡大 下向きの黒い線が緒方宅から出ている電話線ユ-五-九五であり、その線を電話線の束から選び出し、メゾン玉川学園に通じる電話線ユ-四-四をつなげた跡。







宮崎日々新聞 (1998.3.19)

## 社説



もし、あなたの電話が盗聴されてしまう。きっと怒って警察に届け出るだろう。しかし、盗聴者が警察官だったらどうするか。実態を考えると、警察の捜査手段としての通信傍受を認める「組織犯罪対策法」の審議は慎重であつてほしい。

だが、現実の社会は、日本の暴力団と外国の犯罪組織が手を組み、携帯電話を使って容易に犯罪を犯すことができるほど不安定な状態だ。

先進国は認めてる

すでに英、米、フランス、ドイツなども皮切りに組織犯罪に対する捜査体制の強化がうたわれ、八九年のアル・ジャジーラ事件では「資金浄化に関する金融活動作業部会(FATF)」の設置が決まった。各国とも組織犯罪について国内法を整備する動きが活発になり、日本も国際的に協調しなければならない状況に追い込まれた。

## 組織犯罪捜査と電話盗聴

が法制審議会に諮問してからだ。

国際的には八年の「麻薬新条約」

などを皮切りに組織犯罪に対する捜査

体制の強化がうたわれ、八九年のアル

・ジャジーラ事件では「資金浄化に関する金融活動作業部会(FATF)」の設置が決まり、各國に対する法整備の要請が強まるのは必至で、日本がいつまでも現行通りというわけにはいかない。

普通の国民の普通の会話そのものが、つまり国民のプライバシーが、警察の前に全部さらされてしまう危険があるのです。

「通信の傍受に関する法案」(盗聴

毎日新聞 (1998.3.15)

## ■盗聴法案■

## 社説

普通の国民には関係がありません。このため、一般的な国民には関係がないかのように受けられるかもしれません、そういうものではありませんが、そういうものではありません。

普通の国民の普通の会話そのものが、つまり国民のプライバシーが、警察の前に全部さらされてしまう危険があるのです。

「通信の傍受に関する法案」(盗聴

## 国会審議に禍根を残すな

犯罪捜査に電話盗聴を認める通信傍受法案が閣議決定され、国会に提出された。憲法違反が指摘され、多くの批判のあった法案であり、残念な事態といわざるを得ない。

国会は唯一の立法機関であり、ます国会に提出し、審議すればいいではないかという論もある。形式論としてはそ

の通りであるが、行政の圧倒的な優位の中で、かねて国会の形がいわだらう。しかし、盗聴者が警察官だったらどうするか。実態を考えると、警察の捜査手段としての通信傍受を認めることで、現実の社会は、日本の暴力団と外國の犯罪組織が手を組み、電話を使って容易に犯罪を犯すことがで

きるほど不安定な状態だ。

先進国は認めてる

すでに英、米、フランス、ドイツなども皮切りに組織犯罪に対する捜査

などを

強化

する

が

問題

は

が

は

は

は

## ■盗聴法案■

## 社説

こんど政府が国会に出しました法案は、「組織犯罪対策」と銘打っています。このため、一般的な国民には関係がないかのように受けられるかもしれません、そういうものではありませんが、そういうものではありません。

普通の国民の普通の会話そのものが、つまり国民のプライバシーが、警察の前に全部さらされてしまう危険があるのです。

「通信の傍受に関する法案」(盗聴

は、壁に耳あり、障子に目あり。専門家ではないと見えてしまう可能性は非制国家では、内訳話まで聞き耳を立てられないかを心配しなければなりません。

電話の会話をまで警察の耳

この法案は、盗聴の対象になる犯罪を麻薬や銃器の関係だけでなく、重い犯罪を広く対象にしています。

警察の耳

そこで本人の知らないままに、警察側が裁判所の許可をとって、盗聴をおこなうのです。それも、犯罪があった場合、犯罪が続続しておこなわれる場合、さらに犯罪が起る可能性が強い場合まで、盗聴ができる範囲を拡大しているのです。

ですから、法案を作成した人たちが認めているように、盗聴の範囲を限定しているようだ。

しかし、盗聴検査法は、他の組織の秘密まで盗聴は保障していない。つまり、盗聴検査法は、他の組織の秘密まで盗聴は保障していない。つまり、盗聴検査法は、他の組織の秘密まで盗聴は保障していない。

「プライバシー」も無制約の権利ではない。盗聴が保障するような通信

が保障する「通信の秘密」や「プライバシー」も無制約の権利ではない。盗聴が保障する「通信の秘密」や「プライバシー」も無制約の権利ではない。

政府は十三日の閣議で、捜査のために電話盗聴を認めるなどの組織犯罪対策第三法案を決定し、国会に提出しました。国民のプライバシーは大丈夫でしょうか。

「壁に耳あり、障子に目あり」。専門家ではないと見えてしまう可能性は非制国家では、内訳話まで聞き耳を立てられないかを心配しなければなりません。

電話の会話をまで警察の耳

この法案は、盗聴の対象になる犯罪を麻薬や銃器の関係だけでなく、重い犯罪を広く対象にしています。

警察の耳

そこで本人の知らないままに、警察側が裁判所の許可をとって、盗聴をおこなうのです。それも、犯罪があった場合、犯罪が続続しておこなわれる場合、さらに犯罪が起る可能性が強い場合まで、盗聴ができる範囲を拡大しているのです。

ですから、法案を作成した人たちが認めているように、盗聴の範囲を限定しているようだ。

しかし、盗聴検査法は、他の組織の秘密まで盗聴は保障していない。つまり、盗聴検査法は、他の組織の秘密まで盗聴は保障していない。つまり、盗聴検査法は、他の組織の秘密まで盗聴は保障していない。

「プライバシー」も無制約の権利ではない。盗聴が保障する「通信の秘密」や「プライバシー」も無制約の権利ではない。

政府は十三日の閣議で、捜査のために電話盗聴を認めるなどの組織犯罪対策第三法案を決定し、国会に提出しました。国民のプライバシーは大丈夫でしょうか。

電話の会話をまで警察の耳

この法案は、盗聴の対象になる犯罪を麻薬や銃器の関係だけでなく、重い犯罪を広く対象にしています。

警察の耳

この法案は、盗聴の対象になる犯罪を麻薬や銃器の関係だけでなく、重い犯罪を広く対象にしています。

警察の耳



# 「盜聽搜查」容認

# 組織犯罪対策 3 法案を閣議決定

政府は13日午前、犯罪捜査に電話など通信の傍受を認める法案を含む組織的犯罪対策3法案を閣議決定した。今国会での成立を目指す。

政府は暴力団などの巧妙化する犯罪に対処するため、相互関連する3法案一体の制定を急いできた。下稻葉耕吉法相は同日の閣議後の記者会見で提出理由について「犯罪が凶悪・巧妙化し、社会構造が複雑化すればするほどこういう法令が必要になる」と述べた。同法案に対して野党の民主党、平和・改革などからも慎重論があり、国会審議の難航が予想される。

政府は十三日の閣議で「組織的犯罪対策法案」を国会に提出することを決めました。同法案は、警察の捜査に電話、ファクシミリ、パンコンなどの通信の「傍受」＝盜聴装置を認める「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案」「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律案」「刑事訴訟法の一部改正案」の三

つです。  
政府は暴力団やオウム真理教などの銃器・薬物犯罪の取り締まりを導入の口実にしていますが、法案そのものは、広範な犯罪が盗聴の対象になっています。

現行憲法は、「通信の秘密」を保障しているのをはじめ、裁判所が令状を發布する場合、すでに発生している犯罪

に限っています。しかし今回の法案は、将来おきるかもしない犯罪にたいする「予備的盗聴」や「別件盗聴」にそれを広げるもので、憲法で定める「令状主義の原則」に反するなどの数々の問題点が浮き彫りになっています。

こうしたことから、この法案が制定されると、国民のプライバシーは根こそぎ侵され

るおそれがあるとして、法曹界、刑事法学者、言論界、労組・市民団体から、違憲の法体系に、強い批判が上がっています。

# 警察の盗聴

# 組織犯罪対策 3法案閣議決定 通信の「秘密」侵害

に限っています。しかし今回の法案は、将来おきるかもしない犯罪にたいする「予備的監視」や「別件監視」にそれを広げるもので、憲法で定められています。それがあるとして、法曹界、刑事法学者、言論界、労組・市民団体から、憲法の法体系に、強い批判が上がっています。

しんぶん赤旗 (1998.3.14)

別紙  
傍受すべき通信

## 通信傍受法・組織犯罪対策法 に関する声明

本日、政府は、法制審議会が昨年9月10日に答申した「組織的な犯罪に対処するための刑事法」整備要綱骨子に基づく「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案」、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案」の3法案を国会に提案した。

当連合会は、昨年5月2日、法制審議会刑事法部会での議論の素材とされていた「事務局参考試験案」に対して、「組織的な犯罪に対処するための刑事法」に関する意見書を発表し、また、答申案が確定される以前の5月23日の当連合会定期総会において「事務局参考試験案」に反対する決議を行い、さらに本年2月3日付の意見書をもって、詳細に上記整備要綱骨子の問題点を指摘してきたところである。

本日提案された各法案には、当連合会の意見書に照らすとき、時期尚早のものや、その新設の当否を含めて、なお論議をつくす必要がある問題が極めて多く残されている。

とりわけ、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案」については、通信の秘密の不可侵、プライバシーの保護及び適正手続の保障など憲法上の刑事諸原則の要請を未だ満たしているとは認め難い上記整備要綱骨子の内容のまま提案されたことは極めて遺憾である。

当連合会は、今後、政府および国会が、当連合会が意見書で指摘している憲法上、刑事法制上の問題点や立法の当否を慎重かつ十分に審議し、国民の人権保障上、将来に禍根を残すことのないよう、対応されることを強く求めるとともに、これまでの当連合会の決議並びに意見書の趣旨を実現する活動を強力に展開することを表明するものである。

1998年3月13日  
日本弁護士連合会  
会長 鬼追明夫

### 声 明

政府は、本日、自民党的意向を受けて、盗聴法案をはじめとする組織的犯罪対策法案を上程することを閣議決定した。

自由法曹団は、法務省の答申案がなされた直後から盗聴法案を重視的に検討してきた。その結果、盗聴法案は、小手先の修正を加えても治癒できないほどの根本的欠陥を抱えた法案であることが明らかとなつたので、これらの問題点を三回にわたり意見書を作成配布し警鐘を鳴らしてきた。

すなわち、盗聴法案は、民主主義の基本である通信の秘密保障の憲法条項及び警察などの権力の濫用を規制する令状主義を定めた憲法条項に違反すること、必然的に犯罪と関係ない者の通信を幅広く傍受せざるをえないものであり且つ犯罪に関連ない通信を傍受された者は傍受されたことすら知られないなどプライバシー権の保

障が全くなされていないこと、確定判決で認定された政党幹部宅の電話盗聴を今日なお否認し続ける警察が濫用する危険性について歯止めがないこと、刑事司法警察活動と行政警察活動の区別をあいまいにすること等々である。

本日上程を決定した組織的犯罪対策法案は、法務省が与党協議会に示した要綱骨子案そのものである。この要綱骨子案は、二二回にわたる与党協議会においても自由法曹団が指摘してきた幾つかの問題点が浮き彫りにされたものである。そして、余りにも問題点が多く且つ深刻なため、自民党は他の与党の同意を取り付けるため、対象犯罪と令状請求者及び令状発布裁判官をしぼり、無令状盗聴を加重し、さらには时限立法化するなどの修正案を用意せざるを得なかつたのである。ところが、自民党は与党協議をうち切つて、修正意見を全く取り込まない要綱骨子案をそのまま法案として上程することを決めてしまった。

本日の閣議決定は、与党協議の過程で既に欠陥が明白となつている要綱骨子案をそのまま上程するものであり、誠に無責任極まりないものと言わざるを得ない。

自由法曹団は、盗聴法案が治癒不可能な欠陥法案であること、政府自民党がいくつもの深刻な問題が存在していることを認識しながら敢えて上程を強行したことに対し、強く抗議するとともに、国民各層と協力して廃案にするため力を尽くすものである。

## 資料 過去の盜聴事件

摘発された主な盗聴事件（表一・日本共产党）

一・五六・一・二 (昭和三〇年)	日本産業北海道地方労働局事務所 (札幌市西区)	(底盤試) 事務室方面の転倒防止装置 底盤強度試験用車台の取り付け ハコベタスルトウ、直角脚、水泡等		八・三一 札幌公設警察局 札幌中央警察署 警備上活躍。
一・五七・一・三 (昭和三一年)	底盤強度試験用車台製造会社 (底盤強度試験用車台) (底盤強度試験用車台)	(底盤試) 底盤強度試験用車台の取り付け ハコベタスルトウ、直角脚、水泡等	公安機械部監査官室 〇・二・六四四四四	一・一三 札幌市内機械の日刊紙に載り 底盤強度試験用車台が現場を活躍。
一・五七・九・六 (昭和三一年)	郡山市労働組合監査部 (労働組合監査部) (労働組合監査部)	(底盤試) 11座席車両の底盤強度試験用 車台の取り付け ハコベタスルトウ、直角脚、水泡等		九・六 郡山警察署に載り。
一・五九・一〇・一五 (昭和三一年)	内閣知事秘書(税金回復に係る各監査 官、税金回復に係る各監査官、税金回復 大臣に係る) (税金回復に係る大臣)	(底盤試) 車庫内に取り付け 底盤強度試験用車台の取り付け ハコベタスルトウ、直角脚、水泡等	中岡内牧園監査官室 警察因式	
一・五六・一・二三 (昭和三一年)	中野公設警察 (警察部監査課) (第十回長崎市監査)	(底盤試) 事務室窓へくら合せ由虫 ハコベタスルトウ、直角脚、水泡等 ハコベタスルトウ、直角脚、水泡等	公安機械部監査官室 〇・四・六四四四四 ハコベタスルトウ、直角脚、水泡等 ハコベタスルトウ、直角脚、水泡等	七・一四 警視庁 公安機械部監査官室に載 り。
一・六一・一・一 (昭和三一年)	日本産業労資監査委員会の監査官 (新潟県監査役)	(轉貼) 沿岸扶桑丸種船の手荷物及び 自動車運送業者との取引、監査報告会の種別 船員の手荷物及び種別	川崎港大手埠頭荷役場に於て	九・一一 厚生本部に載り。

摘発された主な盗聴事件（表二・労働組合など）

年月日	事件	犯罪の手口	犯人等	法的措置など
昭和三〇年九月一・五 午後二時三十分	横浜・十日町字相模の旅館。 事務室、食堂、喫茶室の私室三 室。 (東京地検北支那)	(略歴) 木井の別名をもつてリトト ハモリの如きの経歴。	横浜市警署にて犯行。	
昭和三一年三月二十一 午前三時四十分	全長東京田本駅前百貨店の金庫 名跡営業。 (東京地検西支那大森村)	(略歴) 金庫開閉セイタの金庫にて ドローラーを盗難。ドアを開き事 後は金庫の通風穴に隠れたり経歴。	横浜市警署にて強盗未遂を犯したが、 事件調査の過程でドアをスムーズに 開けられ難しかった。	
昭和三一年九月二十一 午後三時三十分	横浜市営金庫。 (東京地検西支那) (同上)	(略歴) 箱舟を外からドアドローラー にて盗難にして逃走。	横浜市警署にて強盗・工・未遂。	
昭和三一年三月二十九 午後四時〇十分	私立国際幼稚園社会科教師(原名高 義重)①接種を経験。 (東京地検西支那)	(略歴) 接種直後につきて盗難し 「巡回対策」ひびき。	校舎にてドアにて盗難したりして強盗未遂。	
昭和三一年十一月二十一 午前四時四十分	全自動洗濯機販売店八戸川川瀬 洋服分業事務所。 (大阪府)	(無線式) ロード-6400機種にて ドアコロナイトが盗難にて経歴。	会社側にて盗難が発生したがむしむか ねれり。	
昭和三一年九月二十一 午後四時三十分	紙パラ寿司店。 (東京都港北区)	(無線式) 紙パラ寿司の入り口を女姓の木井に 取られただけであった。販促にて盗難した超 小型無線装置。	船内にて監視り回し等、本船から小舟〇 は離れた路線に放逐船を乗つた「日本船 ヨハカクハスレヘテスン」といふ組織船員が いた。	



第 43 回憲法と平和を考えるつどい

# 私たちの通信の秘密(憲法 21 条)を 奪う警察盗聴法がやってくる！

講師：後藤 好成 氏（弁護士）

救援会宮崎県本部会長

1998 年 5 月 3 日(日)午前 10 時

宮崎市中央公民館大研修室

(0985-29-8455 宮崎駅東口・厚生年金会館の東隣り)

資料代 500 円

主催：JSA(科学者会議)宮崎支部・宮崎民主法律家協会

連絡先：宮崎中央法律事務所 0985-24-8820